

## 3月企画運営委員会次第

日 時 平成29年3月16日(木)14:30～  
場 所 神奈川県社会福祉会館4階第3研修室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 理事会の開催概要について
  - (2) 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込(案)について
  - (3) 4月定時総会の開催通知について
  - (4) 第51回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)について
  - (5) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 16-60～16-61
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他
- 5 閉 会
  - 4月企画運営委員会(予定)  
平成29年4月13日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館会議室2階第1会議室
  - 4月定時総会(予定)  
平成29年4月22日(土)11:10～ 神奈川県社会福祉会館会議室4階第1,2研修室

平成 29 年 3 月 21 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成 29 年 3 月定時総会の審議結果について（ご報告）

早春の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、3 月 16 日（木）神奈川県社会福祉会館において開催いたしました定時総会の審議結果は提案のとおり議決、承認されました。

平成 29 年度は、定時総会で承認されました事業計画及び予算に基づき、効率的な事業運営に務めてまいりますので、会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

あわせて 4 月総会の資料を送付いたしますが、決算（見込）は現時点のもので、数字が変わることが想定されますので、ご了承をお願いいたします。

何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、4 月 14 日（金）までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 22 日（土）11:10～
- 2 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 1・2 研修室
- 3 議 題

報告事項

- (1) 平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- (2) 平成 28 年度会計監査報告について
- (3) その他

（問合せ先）

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

## 総会出欠確認書及び委任状

平成 29 年 4 月 22 日(土)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② \_\_\_\_\_ (市又は町) \_\_\_\_\_ 保育園 \_\_\_\_\_ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(会場準備等の都合により、4月14日(金)までに事務局あてにご返送ください。)

平成 29 年 3 月 日

一般社団法人神奈川県保育会会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

「第 51 回神奈川県保育事業大会」の開催について

早春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、県保育会及び県保育士会の円滑な事業運営につきましては、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年恒例の標記保育事業大会を、別紙「開催要綱」のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴園長様はじめ職員皆様方の多数のご参加を頂けますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当日は、「定時総会」も併せて開催いたしますので、出席方についてよろしく願い申し上げます。

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 2 2 日（土）午前 1 0 時～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館（横浜市神奈川区沢渡 4 - 2）
- 3 参加申込み 別紙 F A X 用紙により、4 月 5 日（水）までに保育会事務局にお申込みください。

F A X 0 4 5 - 3 1 1 - 1 8 3 7

T E L 0 4 5 - 3 1 1 - 8 7 5 4

# 第51回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)

主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

—子どもの健やかな成長と発達を保障するために—

## 1 趣 旨

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、保育を取り巻く環境が大きな転換期を向かえた。

一方、子育てにおける不安や孤立感をいなく保護者が増加するとともに、子育て家庭を取り巻く経済的状況の不安定化や、課題を抱える子どもに対する社会的支援の不足等により、子どもと子育てに関する社会的な課題は多種多様な姿で表面化してきている。

こうした中で、保育園は、保育園に通う子どもの健やかな成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められている。

今大会は、保育園の社会的意義や役割を認識しつつ、日頃の保育実践などに基づいた研究成果の発表や活発な討議を通して、さらなる保育の質の向上を目指す一方、永年に亘り保育業務に尽力精励した功労者を表彰することにより、保育事業の一層の発展を図ることを目的に開催する。

2 主 催 神奈川県保育会、神奈川県保育士会

3 後 援 神奈川県、神奈川県社会福祉協議会 神奈川県共同募金会、神奈川県民間保育園協会 日本保育協会神奈川県支部

4 日 時 平成29年4月22日(土) 10:00 開会 (9:00 受付)

5 会 場 神奈川県社会福祉会館

(横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel045-311-8754)

6 来 賓 神奈川県知事、神奈川県議会議長、神奈川県児童福祉審議会委員長、神奈川県市長会会長、神奈川県町村会会長、神奈川県社会福祉協議会会長、日本保育協会神奈川県支部長、神奈川県民間保育園協会理事長、神奈川県保育士養成施設協会会長 等

7 参加者 (1) 保育園等の園長・保育士等

(2) 県・市・町の関係職員

(3) 県社会福祉協議会・保育士養成校等関係団体の職員等

## 8 日 程

- ・ 9 : 0 0 来賓・受賞者受付
- ・ 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0 式典
- ・ 1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 3 0 総会(保育会、保育士会)
- 昼 食 ・ 休 憩 —
- ・ 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 5 0 研究発表・討議
- ・ 1 6 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 処理委員会

## 研究発表の概要

### 第一会場 2階 講堂（ホール）

#### ◆研究テーマ⑤発表（関ブロ分担カテゴリー）

- 家庭や地域との連携による食育の推進
  - ①家庭や地域との連携による食育の推進  
～地域の食材、人材を活用しての食育実践～

伊勢原市保育協議会保育士部会保育内容研究会

#### ◆フリーテーマ発表

- ①子どもの発達と環境3歳以上児  
～遊びの環境構成を考える～

神奈川県保育内容研究会

#### ◆研究テーマ③発表

- 保育者の資質向上を図る
  - ①保育の質の向上を目指して  
～誕生会を通して考える～

寒川3園保育士会保育内容研究会

### 第二会場 4階 第3・第4研修室

#### ◆研究テーマ②発表（関ブロ分担カテゴリー）

- 配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて
  - ①配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて  
～子供の育ちと保護者への関わり～

茅ヶ崎市保育士会内容研究

- ②配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて  
～具体的な支援を行うために～

南足柄市保育士会

## 第51回神奈川県保育事業大会参加申込書

(市・町名)

(保育所名)

電話番号

( )

### ☆ 参加者名簿

職名	氏名	午後の希望会場		備考
		第1希望	第2希望	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	

※ 備考欄に、研究発表者は○を、大会被表彰者は◎をご記入ください。

※ 昼食弁当の提供は行っておりませんので、必要に応じて各自ご用意下さい。(研究発表者を除く)

提出期限 (期限厳守) 4月5日 (水)

申込先 神奈川県保育会事務局

FAX 045-311-1837

都道府県・指定都市保育協議会 ご担当者様

全国保育協議会 事務局

### 全国保育協議会ピンバッジ作成のご案内およびご入用見込数の確認について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進にご協力を賜りまして、深謝申し上げます。

さて、全保協では、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、「全国保育協議会会則第 4 条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」が一部改正されたことをふまえ、今後、全保協組織のさらなる周知を進め、かつ、現在の会員の帰属意識を高めるためのツールとして「全国保育協議会ピンバッジ」を作成・販売することとなりました。

つきましては、各都道府県・指定都市保協にも頒布にご協力いただきたく、各保協におけるご入用見込数について、別紙「全保協ピンバッジ 都道府県・指定都市保協 見込数連絡票」によりご教示賜りたく存じます。

各都道府県・指定都市保協からの見込数に応じて作成個数および各保協への頒布価格を確定いたします。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご返信のほどお願い申し上げます。

なお、実際の頒布開始の際は、ご注文数の確認も含めて、あらためてご案内申し上げます。

#### 記

#### 1. 頒布価格



通常頒布価格：500 円（予価）

※都道府県・指定都市保協を通じてのご購入の場合、都道府県・指定都市保協の事務負担等を考慮し、上記の通常の頒布価格とは別の頒布価格を設定いたします。最終的な頒布価格は、各都道府県・指定都市保協のご入用見込数を踏まえた作成数により確定いたします。

#### 2. スケジュール

平成 29 年 3 月 24 日	各都道府県・指定都市保協にて見込数をお取りまとめいただき、全保協へ連絡票をご提出
平成 29 年 4 月	作成数および都道府県・指定都市保協への頒布価格確定。 頒布価格確定を踏まえ、正式な申込書を各都道府県・指定都市保協へ配布（受注）
平成 29 年 5 月（予定）	平成 29 年度全保協第 1 回協議員総会にて報告。各都道府県・指定都市保協へ発送

#### 3. デザイン・仕様等

仕様	
材質：真鍮（1.4mm 厚） サイズ：16mm	メッキ：ニッケル（光沢銀） 工 法：スタンププレス
カラー	イメージ (上：原寸大 16mm / 下：250%拡大)
◆背景…紫紺 ◆ロゴ・周囲…金メッキ  ※紫紺は、全保協会旗の色をモチーフにしています。 ※右のイメージは紫色です（現物は紫紺で作成いたします）。	 

【お問合せ先】全国保育協議会 事務局担当：荒井

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp



ご返信先: FAX. 045-311-1837

神奈川県保育会事務局

※ 恐縮ですが3月21日(火)までのご返信をお願い申し上げます。

全保協ピンバッジ  
都道府県・指定都市保協 見込数連絡票

ご記入日:平成 29 年 月 日

ピンバッジご入用見込数	
	個
保育園等名	
貴組織名	一般社団法人神奈川県保育会
ご担当者名	

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・社会福祉充実残額の算定をふまえた社会福祉充実計画の策定要否の確認が必要です…… 1
- ・「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」開催のお知らせ…… 6

## 社会福祉充実残額の算定をふまえた 社会福祉充実計画の策定要否の確認が必要です

平成 29 年 4 月 1 日の改正社会福祉法の本格施行に向けて、全ての社会福祉法人に、定款変更、社会福祉充実残額の算定及び残額をふまえた社会福祉充実計画の策定等、さまざまな対応を進めていく事が求められています。

これまで、全国保育協議会では、全保協ニュースの発信（社会福祉法人制度改革関連バックナンバーNo.16-02、04、12、17、19、21、24、25、29、33、36、41、42、45、56、57、59）や、「制度動向 Topics」の会報「ぜんほきょう」への毎号付録同封、「改正社会福祉法対応チェックリスト」及び「改正社会福祉法関係資料集」の会報「ぜんほきょう」12月号付録への同封といった、国から順次発出される情報を元に、対応に資する資料・情報の提供をしてきました。

先日、厚生労働省が公表した資料「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査（平成 29 年 1 月 20 日時点）の結果等について」では、全国計 8,163 法人（40.3%）が定款変更手続きが未申請である実態が明らかになっています。また、各都道府県において進捗の進度に大きく差があることが伺えます（別紙、ガバナンス調査集計表（平成 29 年 1 月 20 日時点を参照））。

通知「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日）が昨年末のパブリックコメントを経て正式に発出されました（本ニュースNo.16-56 で既報）。

社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づき、全ての社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされています。

なお、厚生労働省が実施した、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（平成 28 年 11 月 28 日）」では、「社会福祉充実財産は、法人の規模の大小にかかわらず、生じ得る」ことを、保育所 1 箇所を運営している法人の例から算定例を示しています。

下枠内の内容等について、今後のご対応の際にご参照ください。

通知「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日）

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準【抜粋】

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益性の性格に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。

このような中、これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の使途等について明確な説明責任を果たすことが困難であった。

このため、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）においては、平成 29 年 4 月 1 日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

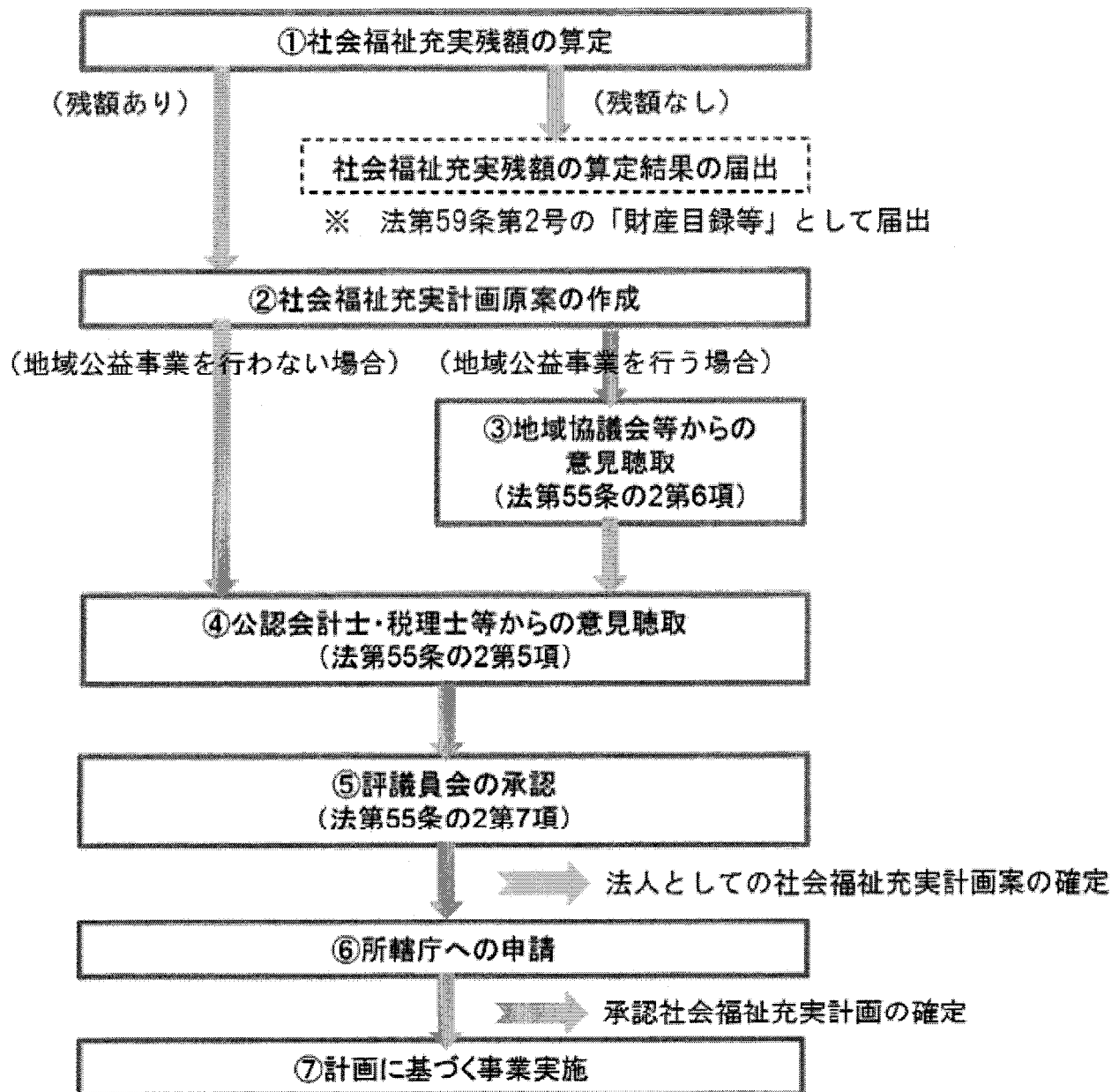
このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その使途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

※文中下線等、全保協事務局

## 2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

## 3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定

### (1) 控除対象財産の基本的な考え方

「控除対象財産」は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要な自己資金、運転資金に限定する。

## (2) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定すること。

### (計算式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－ (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」)

① 活用可能な財産 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率) ×一般的な自己資金比率 (%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合 (%)) －過去の大規模修繕に係る実績額〇円

(注1) 過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例 ((5) の⑤参照。)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例 ((7) 参照。)

\*注に記載の参照内容については、5頁に記載のリンク先資料全文を参照

なお、上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、4から8までに掲げる手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。

ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充实事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。

また、上記計算式の各種指標については、別途（独）福祉医療機構に構築することとしている\*「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）によるデータ等を踏まえ、毎年度検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うものであること。

\*「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」

…事務処理基準の本文中に記載される「財務諸表等電子開示システム」は、平成 29 年 1 月 16 日から試行運用を開始しています。

所轄庁から各法人宛てにアドレスの登録要請が行われ、この登録に基づいて、福祉医療機構から ID・パスワードが公布され、電子システムを使用します。

福祉医療機構ホームページに『社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板』が設置されているので、各種取扱い、Q&A 等ご参照ください。

【社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板】

福祉医療機構ホームページトップ > 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板  
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/>

【社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

○平成 29 年 1 月 24 日発出通知（「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

以下、掲載資料

・社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

【参考】社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（平成 28 年 12 月 14 日時点版からの主な変更点）

【参考】社会福祉充実計画の承認等に係る各種様式

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）（1 月 24 日時点版）[Excel 版]

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）（1 月 24 日時点版）[PDF 版]

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）」記載要領（1 月 24 日時点版）

# 「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」開催のお知らせ

内閣府では、平成27年4月から「子供の未来応援国民運動」を実施しており、発起人には社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会が名を連ねています。

子供の未来応援国民運動のさらなる推進を図るため、地域において自治体、企業、NPOなど団体の連携ネットワークの構築が不可欠であり、国民運動の担い手を地方及び中小企業にも広げる必要があることから、「子供の貧困対策 マッチング・フォーラム」が全国3箇所（横浜（3/2）、札幌（3/12）、京都（3/16））で開催されることとなりました。

フォーラムの日時・場所等の概要は下枠内のとおりです。

## 「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」

### 【会場・日時】

○横浜：3月2日（木） 14:00～17:50（於 横浜情報文化センター【情文ホール】）

○札幌：3月12日（日） 13:00～16:30（於 藤女子大学 北16条キャンパス）

○京都：3月16日（木） 14:30～17:50（於 ひと・まち交流館京都 大会議室）

【対象】 企業、NPO等団体、地方自治体、関心のある方

【主催】 内閣府

### 【プログラム】

\*内閣府ホームページ掲載の各会場のチラシをご参照ください（参加申込も同ホームページから）

[http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/h29\\_forum.html](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/h29_forum.html)

※本フォーラムは、それぞれの地域の実情を踏まえた子供の貧困対策の実践につなげることを目的に、自治体関係者や企業、中間支援組織をはじめとしたNPO等民間団体、関心の高い市民に参加を促して開催するもので、単にセミナー形式にするのみならず、企業に支援活動に参加していただくことを促すような情報提供や企業と民間団体とのマッチングの場づくりを行うことを予定。

企業や団体、市民、自治体が、いっしょにできることを見つけてみる！

## 子供の貧困対策 マッチング・フォーラム

子供の貧困をなくすためには、子どもたちを大切にする人、困った時に相談できる人が身近にいる地域社会をつくる必要があります。本フォーラムは、「学びが豊かになって笑う」「自分たちができることばう」という目標が、互いに助け合い、一歩を踏み出したことを見つけていきます。

**開催概要**

期 日 平成29年3月2日(木) 14:00～17:50 (開場 13:30)

場 所 横浜情報文化センター【情文ホール】 横浜市中区日本大通11番地

参 考 企業、NPO等団体、地方自治体、関心のある方

主 催 内閣府

共 催 神奈川県、横浜市長官民連携支援センター、認定NPO法人市民センターこはま

**プログラム**

14:00分～ 14:15分 開会式

14:15分～ 15:00分 講演 1 子供の貧困対策の現状と課題 2 子供の貧困対策の取組事例

15:00分～ 15:20分 講演 2 子供の貧困対策の取組事例

15:20分～ 16:30分 懇話会

16:30分～ 17:50分 閉会式

※本フォーラムは、それぞれの地域の実情を踏まえた子供の貧困対策の実践につなげることを目的に、自治体関係者や企業、中間支援組織をはじめとしたNPO等民間団体、関心の高い市民に参加を促して開催するもので、単にセミナー形式にするのみならず、企業に支援活動に参加していただくことを促すような情報提供や企業と民間団体とのマッチングの場づくりを行うことを予定。

詳細及び申込方法 [http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/h29\\_forum.html](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/h29_forum.html)

お問い合わせ先 「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」事務局  
電話: 03-3457-0838 受付 9時00分～18:00

内閣府 子供の未来応援国民運動

○ガバナンス調査集計表（平成29年1月20日時点）

平成29年2月6日集計時点

（注）一部未報告の所轄庁がある。

都道府県別	法人数	1. 定款の変更手続（1/20時点）					
		①未申請		②申請中		③認可済	
		法人数	法人割合	法人数	法人割合	法人数	法人割合
全国計	20,262	8,163	40.3%	5,966	29.4%	6,118	30.2%
0 国	40	13	32.5%	11	27.5%	16	40.0%
1 北海道	901	406	45.1%	184	20.4%	310	34.4%
2 青森県	520	236	45.4%	91	17.5%	193	37.1%
3 岩手県	330	171	51.8%	34	10.3%	125	37.9%
4 宮城県	252	89	35.3%	26	10.3%	137	54.4%
5 秋田県	220	96	43.6%	56	25.5%	68	30.9%
6 山形県	229	89	38.9%	50	21.8%	90	39.3%
7 福島県	151	35	23.2%	59	39.1%	57	37.7%
8 茨城県	496	212	42.7%	137	27.6%	147	29.6%
9 栃木県	343	162	47.2%	61	17.8%	120	35.0%
10 群馬県	488	282	57.8%	48	9.8%	158	32.4%
11 埼玉県	818	262	32.0%	231	28.2%	325	39.7%
12 千葉県	624	273	43.8%	204	32.7%	146	23.4%
13 東京都	1,027	138	13.4%	282	27.5%	607	59.1%
14 神奈川県	763	306	40.1%	301	39.4%	156	20.4%
15 新潟県	434	216	49.8%	104	24.0%	114	26.3%
16 富山県	182	66	36.3%	68	37.4%	48	26.4%
17 石川県	303	121	39.9%	95	31.4%	87	28.7%
18 福井県	219	80	36.5%	74	33.8%	65	29.7%
19 山梨県	242	115	47.5%	50	20.7%	77	31.8%
20 長野県	347	123	35.4%	67	19.3%	156	45.0%
21 岐阜県	301	63	20.9%	81	26.9%	157	52.2%
22 静岡県	453	243	53.6%	114	25.2%	94	20.8%
23 愛知県	647	242	37.4%	290	44.8%	114	17.6%
24 三重県	313	199	63.6%	56	17.9%	58	18.5%
25 滋賀県	257	95	37.0%	71	27.6%	91	35.4%
26 京都府	394	120	30.5%	231	58.6%	43	10.9%
27 大阪府	1,182	437	37.0%	521	44.1%	223	18.9%
28 兵庫県	779	181	23.2%	444	57.0%	154	19.8%
29 奈良県	224	136	60.7%	39	17.4%	49	21.9%
30 和歌山県	217	111	51.2%	53	24.4%	53	24.4%
31 鳥取県	111	59	53.2%	35	31.5%	17	15.3%
32 島根県	263	99	37.6%	34	12.9%	130	49.4%
33 岡山県	363	130	35.8%	109	30.0%	124	34.2%
34 広島県	430	214	49.8%	112	26.0%	103	24.0%
35 山口県	306	168	54.9%	48	15.7%	90	29.4%
36 徳島県	175	41	23.4%	70	40.0%	64	36.6%
37 香川県	191	106	55.5%	26	13.6%	59	30.9%
38 愛媛県	218	42	19.3%	39	17.9%	135	61.9%
39 高知県	189	56	29.6%	61	32.3%	72	38.1%
40 福岡県	1,142	538	47.1%	399	34.9%	205	18.0%
41 佐賀県	243	155	63.8%	30	12.3%	58	23.9%
42 長崎県	524	219	41.8%	157	30.0%	148	28.2%
43 熊本県	667	201	30.1%	266	39.9%	199	29.8%
44 大分県	341	154	45.2%	91	26.7%	95	27.9%
45 宮崎県	382	162	42.4%	96	25.1%	123	32.2%
46 鹿児島県	594	302	50.8%	140	23.6%	150	25.3%
47 沖縄県	427	199	46.6%	120	28.1%	108	25.3%



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・シンポジウム「保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に向けて」開催…………… 1

## シンポジウム「保育士のキャリアパスに係る 研修体系等の構築に向けて」開催

保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究事業（平成28年度厚生労働省委託事業）では、平成28年12月19日付けで「調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ～保育士のキャリアパスに係る研修体制の構築について～」を発出したところです（本ニュースNo.16-46で既報）。

最終取りまとめをふまえたシンポジウムが、東京【2月24日（金）】、大阪【3月7日（火）】でそれぞれ開催されました。シンポジウムでは、厚生労働省から「保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について」行政説明があり（一部抜粋資料・別添資料①）、また、調査研究事業に関わった学識者から基調講演が行われました。

このほか、保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に向けた取り組みの事例紹介として、保育団体や行政から報告があり、全国保育協議会からは、森田 信司 研修部会長が登壇しました。報告の中では、全国保育協議会・全国保育士会が実施する各種研修の取り組みについて説明するとともに、現状、分野別リーダー研修に適合すると全保協で想定している研修等について説明しました（別添資料②）。

今後、年度末に厚生労働省から研修実施に係る「ガイドライン」の発出が予定されており、各都道府県ではガイドラインをふまえた研修実施に向けた動きが本格化します。

なお、キャリアパスに係る研修体系等の構築に関連して、平成29年度公定価格に「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」について、新たな加算項目が創設されます（本ニュースNo.16-58で既報）。

ガイドラインの発出等、新たな情報が示され次第、あらためて本ニュース等でお知らせしていきます。

【保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究事業】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000154083.html>

# 保育士等に対するキャリアアップの仕組みと処遇改善がスタート



高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々の努力が評価され、将来に希望が持てるよう新たにキャリアアップの仕組みを創設し、キャリアに応じた処遇改善がはじまります。

## 新たに職務分野に応じた研修体系を整備！

職務分野とそれに応じた次の研修が平成29年度から体系化されます。

- ①乳児保育 ③障害児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑦保育実践
- ②幼児教育 ④食育・アレルギ－ ⑥保護者支援・子育て支援 ⑧マネジメント

☆都道府県等が実施主体になり、順次実施されます。

☆研修修了の効力は全国で有効です。

☆一旦離職しても、研修修了の効力は引き続き有効となります。

☆研修の機会を確保できる環境を整備します(※)。

※公定価格上、職員1人当たり年2日から年3日に研修の機会を増やします。

## 技能・経験に応じた処遇改善を創設！

副主任保育士・専門リーダーの発令 ⇒ 原則月額4万円の改善  
 ・経験年数概ね7年以上(園長・主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を想定)  
 ・上記①～⑥のうち4分野以上の研修の修了(※)(副主任保育士はマネジメント研修が必須)

職務分野別リーダーの発令 ⇒ 月額5千円の改善  
 ・経験年数概ね3年以上(園長・主任保育士を除く職員全体の概ね1/5を想定)  
 ・乳児保育など担当する職務分野(上記①～⑥)の研修の修了(※)

※平成29年度は研修要件を課さず、平成30年度以降、職員の研修の受講状況を踏まえ決定。

## 保育士等のキャリアアップの仕組みがスタート！

- 職務・給与体系の整備  
これまで以上に培った技能・経験が適切に評価されるよう、職務・給与体系が整備されます。
- 対象職員に対する発令等  
整備された職務・給与体系に基づき、職員の技能・経験に応じた職務の発令等がなされます。
- 賃金改善の実施  
職務に応じて基本給、職務手当など毎月の給与が改善されます。

やりがいを感じながら、安心して働き続ける職場に！！

Q：保育士以外も対象になりますか？

A：調理員、栄養士、事務職員等も対象になります。

(注)月額4万円の配分は主任保育士を対象として差し支えありません。

Q：7年以上の職員はほとんどいないのですか？

A：経験年数は「概ね」の目安ですので、各保育園の実情を踏まえ、7年未満あるいは3年未満の職員も対象にすることができま。

(注)施設の規模や利用する子どもの年齢構成割合に依りて必要となる職員数(園長・主任保育士を除く)全体の概ね1/3又は1/5の範囲で支給されますので、必ずしも7年以上又は3年以上の職員全てが対象というわけではありませ

Q：月額4万円はどのように配分出来ますか？

A：月額4万円の処遇改善については、公定価格上の対象者数の1/2(小数点以下切り捨て)を確保したうえで、その他の技能・経験を積んだ職員(園長を除く)に月額5千円～4万円未満の範囲内で柔軟に配分して支給することが出来ます。

【例】対象者5人で月20万円(4万円×5人)を、まず4万円を2人に配分した上で、残りの12万円を柔軟(例えば、3万円ずつ4人)に配分することも園の判断で可能です。

Q：4月の給与から支給されるのですか？

A：対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給される予定です。

# 事例紹介「全国保育協議会・全国保育士会が実施する 各種研修の取り組み」

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 研修部会長 森田 信司

## 本日お話しする内容

### 1. 全国保育協議会・全国保育士会が実施する研修等

※別紙、[全国保育協議会が実施する研修事業 一覧](#)  
[全国保育士会が実施する研修事業 一覧](#) 参照

### 2. 教育・保育施設長専門講座について

- (1) 教育・保育施設長専門講座の前提となる「保育所長の研修体系」
- (2) 教育・保育施設長専門講座 運営委員会による毎年度のプログラムの検討
- (3) 教育・保育施設長専門講座の具体的内容
- (4) 修了者に向けたリカレント研修の実施

### 3. 主任保育士・主幹保育教諭特別講座について

- (1) 主任保育士・主幹保育教諭特別講座 ゼミ指導講師による講座への助言
- (2) 前期・後期の2回にわたる計8日間の集中講義の実施
- (3) ゼミ指導講師指導に基づく全6回の課題レポートの提出、修了論文の執筆
- (4) 修了者に向けたリカレント研修「保育スーパーバイザー」養成研修会の実施

### 4. 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会について

- (1) 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会の具体的内容

### 5. 食育推進研修会について

- (1) 食育推進研修会の具体的内容

### 6. 全国保育研究大会、ブロック保育研究大会及び全国保育士会研究 大会における「実践研究発表」について

### 7. 「保育活動専門員」認定制度について

～全国保育協議会・全国保育士会の研修受講の累積を評価～

- (1) 「保育活動専門員」認定制度の趣旨
- (2) 「保育活動専門員」認定制度の活用

## 1. 全国保育協議会・全国保育士会が実施する研修等

※別紙、[全国保育協議会が実施する研修事業 一覧](#)  
[全国保育士会が実施する研修事業 一覧](#) 参照

○保育士・保育教諭、主任保育士・主幹保育教諭、施設長（園長）、看護師、栄養士、など幅広い職位・職種を網羅する研修会を実施。

## 2. 教育・保育施設長専門講座について

### (1) 教育・保育施設長専門講座の前提となる「保育所長の研修体系」

○全国保育協議会では、平成 18 年 10 月に『全保協の将来ビジョン「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現」をめざして』を提唱。

○将来ビジョンの掲げる行動計画を具体化し推進するための、施設長として具備すべき資質・学習領域を、「保育所長の研修体系」として、平成 21 年に整理。

○「保育所長の研修体系」に基づき、研修プログラムとして構成したものが、現在実施している教育・保育施設長専門講座（平成 27 年度に保育所長専門講座から改称）。

○「保育所長の研修体系」は、子ども・子育て支援新制度における施設長の資格要件の検討にむけて、「教育・保育施設長の研修体系」として現在改定検討を進めており、平成 30 年度からは、改定後の研修体系に基づく研修プログラムで実施を予定。

○受講の対象は、保育所長（認定こども園長）または準ずる職にある方を前提としているが、主任保育士・主幹保育教諭等、将来的に保育所長（認定こども園長）または準ずる職を目指す方の受講も多くみられる。

### (2) 教育・保育施設長専門講座 運営委員会による毎年度のプログラムの検討

○教育・保育施設長専門講座の運営にあたっては、「教育・保育施設長専門講座 運営委員会」を設置。委員は、学識者及び全国保育協議会・全国保育士会役員から構成される。

#### 【平成 28 年度 教育・保育施設長専門講座 運営委員会】

委員長	山縣 文治	関西大学 教授、人間健康学部長・研究科長
委員（学識者）	関川 芳孝	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類長、教授
	倉石 哲也	武庫川女子大学 教授
	金子 恵美	日本社会事業大学 教授
	小川 清美	東京都市大学 教授

○実施後のアンケート結果をふまえ、運営委員会において次年度の内容・講師を検討。

(3) 教育・保育施設長専門講座の具体的内容（平成 28 年度の内容を例に）

○プログラム (1)、プログラム (2)、プログラム (3) の三つで構成。

【プログラム (1)】 2 日間・90 分×6 コマ 計 540 分 (9 時間)

12:30	13:30	15:00	15:20	18:50			
受付	保育をめぐる 国の動向(仮) (厚生労働省)	「保育所保育指針」 改定にむけた中間 とりまとめについて (汐見 稔幸)					
9:30	11:00	11:20	12:50	13:40	15:10	15:30	17:00
子どもの権利・ 主体としての子ども (山縣 文治)	教育・保育施設等に おける保育の 基本と実践 (鯨岡 峻)		昼 食	保育の理念と 実践哲学 (網野 武博)	施設長のあり方 (山崎 美貴子)		

(表中講師名 敬称略)

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<b>保育をめぐる国の動向</b> ～子ども・子育て支援新制度の 実施状況と今後について～(仮)  講師：厚生労働省 保育課	保育をめぐる国の動向等について、平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度の実施状況およびその内容、今後の見通しなどを学ぶ。
<b>「保育所保育指針」改定に                      に向けた中間とりまとめにつ                      いて</b>  講師：白梅学園大学 学長 汐見 稔幸 氏	「保育所保育指針」は、子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う保育をめぐる環境変化を踏まえ改定が検討され、平成 30 年に新指針が施行される予定である。新指針の検討を行う社会保障審議会児童部会保育専門委員会の汐見委員長より、「中間とりまとめ」について解説いただき、新指針で対応すべき内容、今後の保育実践に求められることについて考える。
<b>子どもの権利・主体として                      の子ども</b>  講師：関西大学 教授 山縣 文治 氏 (当講座運営委員長)	教育・保育施設等における保育は、子どもの育つ権利を保障するものである。しかしながら、多くの場合、福祉サービスが擁護してきた権利は、保護的福祉観にもとづくものであり、受動的な権利を中心とするものであった。 児童の権利に関する条約は、子どもにも能動的権利を保障すべきことを明らかにした。教育・保育施設等においても、このような実践をどのように工夫するかが求められる。また、時として施設内で子どもの人権侵害が起こることもある。 本講では、子どもの権利を保障する保育とは何か、一方で子どもの権利を侵害しないような体制づくりはどのようにすべきかなどについて考える。
<b>教育・保育施設等における                      保育の基本と実践</b>  講師：中京大学 客員教授 鯨岡 峻 氏	保育所は、入所する子どもについて、家庭と緊密な連携を図りながら、その最善の利益を考慮しつつ、養護と教育を一体的に提供し、もって子どもの心身の健全な発達を図り、その福祉を図ることを目的とする児童福祉施設である（この基本的な考え方については認定こども園についても同様である）。 本講では、このような目的を達成するための保育者の動きを中心とした保育のあり方の基本について考える。
<b>保育の理念と実践哲学</b>  講師：東京家政大学 特任教授 網野 武博 氏	本講では、施設長をはじめとする保育実践者に求められる保育観について考える。保育実践者が、一人ひとりの児童を尊厳性をもった人格主体としてとらえ、「子どもの最善の利益」を考慮し、すべての子どもの個性と可能性を尊重することを通して、豊かな成長発達を保障するという児童観に基づく保育の理念、保育のあり方について探究する。
<b>施設長のあり方                      (リーダーシップ等)</b>  講師：神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授 山崎 美貴子 氏	教育・保育施設等の長には、児童の最善の利益を尊重する保育観を基に、運営の理念の構築、子どもが安心して遊び、生活できる環境づくり、質の高い保育を推進するための人材育成等々、今日の社会の保育・福祉ニーズに応える教育・保育施設等の責任者としてのリーダーシップを果たすことが求められる。 本講では、大きく保育環境が変わる中、これら施設長に求められる役割・責務など、施設長のあり方を考える。



【プログラム (2)】 3日間・90分×12コマ 計 1,080分 (18時間) ※レポート必須

2:45	10:30	12:00	12:50	14:20	14:40	16:10	16:30	18:00
受 付	配慮が必要な子どもへの具体的実践方法①(※) (安梅 勅江)	昼 食	配慮が必要な子どもへの具体的実践方法②(※) (安梅 勅江)	地域子育て支援と関係機関との連携①(※) (金子 恵美)	地域子育て支援と関係機関との連携②(※) (金子 恵美)			
9:00	10:30	10:50	12:20	13:10	14:40	15:00	16:30	
保護者(家族)支援の実践的理解①(※) (倉石 哲也)	保護者(家族)支援の実践的理解②(※) (倉石 哲也)	昼 食	保育をめぐる最新動向① (山縣 文治)	保育をめぐる最新動向② (山縣 文治)				
9:00	10:30	10:50	12:20	13:10	14:40	15:00	16:30	
相談援助技術の理解①(※) (佐賀枝 夏文)	相談援助技術の理解②(※) (佐賀枝 夏文)	昼 食	子育て文化の創造と教育・保育施設等の役割①(※) (小川 清美)	子育て文化の創造と教育・保育施設等の役割②(※) (小川 清美)				

- 参加者は、受講後(後日)に総括レポート(A4 1~2枚程度)を提出いただきます。(表中講師名 敬称略)
- 表中、講座名に「(※)」が付された5つのテーマが、レポート対象講義です。
- 提出されたレポートについて、5テーマの講師が添削し、合格者に受講証明書を送付いたします。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<b>配慮が必要な子どもへの具体的実践方法</b>  講師：筑波大学 教授 安梅 勅江 氏	今日の教育・保育施設等は、多様なニーズを抱えた子どもとその保護者が利用している。育ちの上で課題がある子どもとその保護者を理解し、適切な支援を行うことは、教育・保育施設等の大きな使命の一つである。 配慮が必要な子どもとは、何らかの障害や疾患を抱える子ども、情緒や知的な発達に課題を抱える子ども、家庭環境等の理由により配慮が必要な子どもなど多様である。子どもの育つ力、保護者の子育てする力をエンパワメント(湧活)する、専門職としてのさらなる力量が求められている。 教育・保育施設等では、今日までに培われた専門性を適切に生かしつつ、環境の設定、教育・保育内容、保育教諭の関わり方など新たな知識と技術を習得する必要がある。また個別支援計画は、保護者とのパートナーシップ強化への要請が高い。本講では、多様な子どもとその保護者のニーズに応える、根拠に基づく新たな専門性の構築について学ぶ。
<b>地域子育て支援と関係機関との連携</b>  講師：日本社会事業大学 教授 金子 恵美 氏	教育・保育施設等は地域に密着した児童福祉施設であり、他の組織や団体および専門職の役割を知り、相互理解を深めなければならない。特に近年は地域全体で子育てを支援することが必要とされており、このために子育て支援の総合的な拠点としての教育・保育施設等のあり方について学ぶとともに、子育て支援ネットワークづくりの意義と方法を理解することが求められる。 本講では、地域に向けての説明責任(情報発信・社会的認知)や、地域の専門職や地域住民と連携・協働を深めていくための基本的技術などを学んだ上で、地域社会資源の育成や、地域ニーズをキャッチし、地域の共通認識としていくための知識と方法を理解する。 また、このようなネットワークに関する知識と技術を基盤として、地域ニーズに応じた新たなネットワークを開発・構築する力を培う。
<b>保護者(家族)支援の実践的理解</b> —保護者とのよりよいコミュニケーションづくりのために—  講師：武庫川女子大学 教授 倉石 哲也 氏	教育・保育施設等は、保護者と緊密な関係を結び、協力して子どもの育ちを支えていくと同時に、子どもの育ちや子育てに関する専門職として、保護者を支援しなければならない。特に近年は家族形態や家庭状況が多様化していることについて理解を深め、保護者支援についてのスキルアップを図ることが求められている。 本講では、保護者支援の意義について理解した上で、保護者とのパートナーシップによる保育の方法や、さまざまなニーズを持つ保護者への支援、さらには課題を抱えた保護者への対応について、専門性を高める。また、子育て支援に関する職員への教育方法や、保護者の自立支援プログラムの理解と実践方法について学ぶ。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<p><b>保育をめぐる最新動向 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領の理解</b> — 福祉の視点を中心に —</p> <p>講師：関西大学 教授 山縣 文治 氏 (当講座運営委員長)</p>	<p>1. 保育をめぐる最新動向 子ども・子育て支援制度の概要を確認した上で、これからの保育所および認定こども園の動向、さらにはこれらの今後の方向等について学ぶ。</p> <p>2. 保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく実践 幼稚園教育要領を含め、現在改訂が進められている指針、要領の改訂のポイントや課題を、とりわけ、「教育」と「子育て支援」を中心に学ぶ。</p>
<p><b>相談援助技術の理解</b></p> <p>講師：大谷大学 名誉教授 佐賀枝 夏文 氏</p>	<p>教育・保育施設等は、子どもの養育や教育の方法といった子どもの育ちや子育てに関するさまざまな相談に対応しなければならない。特に近年の地域社会や家庭生活の変容が養育環境に及ぼす影響は大きい。子育てに関する不安や負担を抱えている保護者が多くなっていることも事実であり、子どもの生活を守り、発達を保障するという教育・保育施設等に求められる相談援助の専門性は高くなっている。</p> <p>相談への対応は個別的な対応が中心になるが、親同士の小集団が作られることで、不安や戸惑いの軽減が実現する場合もある。</p> <p>また、相談内容によっては地域の専門機関との連携も必要になる。教育・保育施設等では、保護者の相談をどのように受け止め、軽減や解決に導くかという支援体制やシステムの構築が求められている。</p> <p>本講では、相談援助活動の原理と原則をおさえた上で、傾聴技術、グループを形成し活動する技術、地域との連携の技術等について学習し、教育・保育施設等における相談援助技術とその体制の構築について理解を深める。</p>
<p><b>子育て文化の創造と教育・ 保育施設等の役割</b></p> <p>講師：東京都市大学 教授 小川 清美 氏</p>	<p>地域に、子育ての関心を高め、参加・協力を広げるために教育・保育施設等が果たす役割を学ぶ。</p> <p>また、教育・保育施設等からの具体的な情報の発信や、直接に説明する機会の確保の手立てを考える。そのためには教育・保育施設等が存在する地域を実際に知ること、地域の行事等に参加する方法を計画する。</p> <p>さらに、教育・保育施設等が子育て文化の継承、発見、創造の拠点となるよう組織的に取り組む手法を学び、考える。</p>

【プログラム (3)】 3日間・90分×12コマ 計 1,080分 (18時間) ※レポート必須

10:15 受付	11:00 保育をめぐる 国の動向 (厚生労働省)	12:30 昼食	13:30 人材確保と 育成①(※) (宮崎 民雄)	15:00 人材確保と 育成②(※) (宮崎 民雄)	15:20 16:50
9:30 サービス マネジメント① (※) (増田 まゆみ)	11:00 11:20 サービス マネジメント② (※) (増田 まゆみ)	12:50 昼食	13:40 保育事業の 戦略①(※) (関川 芳孝)	15:10 15:30 保育事業の 戦略②(※) (関川 芳孝)	17:00 17:20 ワークショップ 〈演習〉 (関川 芳孝)
9:30 保育の政策と マネジメント① (※) (関川 芳孝)	11:00 11:20 保育の政策と マネジメント② (※) (関川 芳孝)				

(表中講師名 敬称略)

- 参加者は受講後(後日)に総括レポート(A4 1~2枚程度)を提出いただきます。
- 表中、講座名に「(※)」が付された4つのテーマが、レポート対象講義です。
- 提出されたレポートについて、4テーマの講師が添削し、合格者に受講証明書を送付いたします。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<p><b>保育をめぐる国の動向</b> ～子ども・子育て支援新制度施行後の状況について～ (仮)</p> <p>講師：厚生労働省 保育課</p>	<p>保育をめぐる国の動向等について、子ども・子育て支援新制度施行後の状況を踏まえ、その内容と現場における対応などを学ぶ。</p>
<p><b>人材確保と育成</b></p> <p>講師：(株)ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 統括フェロー 宮崎 民雄 氏</p>	<p>教育・保育施設等が、保育の質を向上させ、子ども・保護者や地域のニーズに応じていくためには、保育士等職員の確保及び資質向上とそれを支える仕組みづくりが必要である。</p> <p>経営者および管理者には、人材の確保のため、雇用管理改善の手法を学ぶことを通じて、保育現場の職場としての魅力を高めながら、雇用につなげていくなどの取り組みが必要とされる。</p> <p>また、人材育成のためには、職員の資質向上のため、園内におけるOJTの実践方法、スーパービジョン、コーチングの技術についての理解をすすめながら、園内外のトータルな研修体系を確立させることが必要である。</p> <p>本講では、経営者および管理者として、職員の確保・定着のための魅力ある職場づくりと、職場において職員のやる気をひきだし、成長を実感させる体制づくりについて考える。</p>
<p><b>サービスマネジメント</b></p> <p>講師：東京家政大学 教授 増田 まゆみ 氏</p>	<p>教育・保育施設等が、保護者や地域から信頼され、保育の質を向上させるために組織として取り組むべき業務改善のテーマは広い範囲に及ぶ。</p> <p>第一に、教育・保育、保護者支援、地域子育て支援を担う教育・保育施設等の職員が、組織の一員であることを認識し、それぞれの業務の実態把握と質の向上に向けた課題を明確化することがあげられる。</p> <p>第二に、保育の中で想定される子どもの事故のリスクに対し、未然に事故防止の対策を講じる危機管理(リスクマネジメント)があげられる。</p> <p>さらには、組織運営のなかで、法令や諸規則、保育士倫理に違反した業務実態が発見されたならば、改善する必要がある。管理者には、教育・保育施設等が守るべき法令全体の理解と実践に向けた法令遵守(コンプライアンス)の体制づくりが求められる。また、利用者の苦情からも、業務改善のヒントが得られることが少なくない。苦情に誠実かつ丁寧に対応することが、保育の質に対する信頼づくりにも役に立つ。</p> <p>このように業務改善のテーマは運営全体に及ぶが、わが教育・保育施設等のどこに組織運営上のよさと課題があるのかを確認し、業務改善につなげる仕組みとして、保育の質の向上と利用者の選択に資することを目的とする、自己評価を基盤にした福祉サービス第三者評価の制度がある。福祉サービス第三者評価受審も業務改善の有効な取り組みであるといえる。</p> <p>本講では、こうした取り組みの必要性と体制づくりについて考察する。</p>
<p><b>保育事業の戦略</b> (事業計画・戦略、課題、マーケティング)</p> <p>講師：大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>保育をとりまく経営環境が大きく変化している。</p> <p>経営者および管理者は、外部環境の変化を分析し、自らの経営理念や使命のもとつき、保育事業をどのように運営していくのか、保育士等職員に対して明確なビジョンを掲げて運営に取り組む必要がある。具体的には、中長期の事業計画を作成し、計画を具体化するための事業戦略を考えることが求められる。</p> <p>事業戦略の構築においては、地域の多様な保育ニーズを把握・分析し、地域住民から信頼され、利用者から選ばれる保育事業をめざし、マーケティングの手法に学ぶ必要がある。</p> <p>こうした計画や戦略を具体的に展開していくために、経営者および管理者は、ヒト・モノ・カネなどの経営資源を踏まえ、組織内部にどのような課題があるのかを把握し、課題解決に向けてリーダーシップをとる必要もある。</p> <p>本講では、保育事業を存続・発展させる戦略づくりのための、経営者および管理者の役割について考察する。</p>
<p><b>ワークショップ (演習)</b></p>	<p>平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」が施行された。</p> <p>施行後の新制度の運用状況をふまえ、保育事業の今後の経営課題について検討するグループ討議演習を行い、課題の共有や保育事業において必要な対応について考える。</p>



テーマ・講師名	内容、獲得目標
<p><b>保育の政策とマネジメント</b></p> <p>講師：大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」は、市町村が実施主体として、地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画が策定され、給付・事業が実施されている。</p> <p>また、保育関係行政に限らず、まちづくりにおいても、市町村の政策決定のあり方が、保育事業の推進に重要な影響を及ぼすこととなり、経営者および管理者においても、地域経営の信頼されるパートナーとして、自治体の政策決定および実行に参画することが求められている。</p> <p>こうした状況のなかで、経営者や管理者は、地域の子どもの最善利益の代弁者として、「地方版 子ども・子育て会議」への参画等、自治体や地域の関係者と相互理解を深めつつ、現実的な政策提言力を身につける必要がある。</p> <p>また、公立の保育所や認定こども園の民営化のプロセスやその課題について考察を深め、経営者および管理者の立場から地方自治体に向けてどのような政策提言をなすのか、考える。</p>

○3 つのプログラムをすべて修了した場合に、修了者として修了証書を発行。(同一年度でなくとも、連続する 3 か年ですべてのプログラムを修了すれば可)

平成 28 年度までの累計修了者数は、1,194 人。

○3 つのプログラムにおいて、全体で計 8 日間・2,700 分 (45 時間) を実施。

○プログラム (2)、プログラム (3) は、講義のほか、豊富なグループワークを実施するとともに、受講後に総括レポートの提出を求め、受講内容の到達水準を担保。

#### (4) 修了者に向けたリカレント研修の実施

○教育・保育施設長専門講座の修了者等を対象として、更なる研鑽の機会を確保。

制度動向への対応とともに、地域社会から一層の信頼を得るための適切な福祉サービスの提供を実践するリーダーとしての研鑽を図ることを目的に、隔年で開催。

○グループワークを主体に実施し、マネジメントに関するテーマを中心にこれまで実施。

#### 【平成 27 年度】2 日間・480 分 (8 時間)

1 日目 「子ども・子育て支援新制度」施行を踏まえた平成 28 年度以降の対応

2 日目 新時代のリーダー・経営者に求められる考えとは

～故きを温ねて新しきを知る…中国古典に学ぶビジネス戦略～

講師：作家・中国古典研究家 守屋 淳 氏

#### 【平成 25 年度】2 日間・660 分 (11 時間)

1 日目 「子ども・子育て支援新制度」本格施行に向けた課題への対応

2 日目 「良いチームをつくる」～組織感情という視点から、職場マネジメントを考える～

講師：株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏

### 3. 主任保育士・主幹保育教諭特別講座について

#### (1) 主任保育士・主幹保育教諭特別講座 ゼミ指導講師による講座への助言

○主任保育士・主幹保育教諭特別講座では、8日間の集中講義受講のほか、全受講生がゼミに所属し、ゼミ指導講師の指導のもと、通年で課題レポートの作成や修了論文の執筆に取り組む〔詳細は、後述(3)参照〕。

【平成29年度 第30期主任保育士・主幹保育教諭特別講座 ゼミ指導講師】

荒木 友希子 金沢大学 准教授  
倉石 哲也 武庫川女子大学 教授  
小沼 肇 小田原短期大学 学長  
咲間 まり子 修紅短期大学 教授  
里見 恵子 大阪府立大学 准教授  
清水 益治 帝塚山大学 教授  
千葉 武夫 聖和短期大学 学長・教授  
林 陽子 名古屋女子大学短期大学部 教授  
増田 まゆみ 東京家政大学 教授

○各期の講座修了時には、ゼミ指導講師と全国保育士会役員の懇談会を開き、次期講座に向けての改善点等を協議。

#### (2) 前期・後期の2回にわたる計8日間の集中講義を実施

○主任保育士・主幹保育教諭特別講座では、前期4日間・後期4日間、計8日間の集中講義を開催。

○ゼミ指導講師によるゼミ演習の時間10時間を含め、前期・後期を通して 8日間・2,700分(45時間)を実施。

○下記5点を中心として、保育のリーダーとしてのより 高度な専門性と指導性を、系統的な学習により習得することを目的とした講義を提供。

- (1) 保育内容の質的充実をはかる
- (2) 保育のリーダーとしての力量を高める
- (3) 保育のスーパーバイザーとしての知識・技術を磨く
- (4) 地域社会への子育て支援における役割を担う力量を高める
- (5) 実践研究の進め方を会得する

【主任保育士・主幹保育教諭特別講座 科目・内容・講師一覧（平成29年度 第30期）】

目	内 容	講 師(氏名)
子ども家庭福祉の動向	社会福祉の体系およびノーマライゼーションやウェルビーイング等の基本的概念を学ぶとともに、子ども家庭福祉の意義、法制度、実施体制、最近の動向について学び、あらためて保育専門職のあり方について学ぶ。 また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の告示を踏まえ、幼保連携型認定こども園における子育て支援や、教育及び保育に関する全体的な計画の策定についても学ぶ。	筑波大学 教 授 柏女 露縁
保育専門職に求められるソーシャルワーク	対人援助の専門職に求められるソーシャルワークならびに、子どもや保護者に対する支援を行う際の多角的な視点について、演習を交えて学ぶ。	一般社団法人全国保育士養成協議会 会 長 山崎 美貴子
地域子育て支援の拠点としての役割	地域子育て支援の拠点として、関係機関や地域住民とどのように協働していくのか、また、その際に各関係機関との連携の核である主任保育士等リーダー的立場の職員が果たすべき役割について学ぶ。	武庫川女子大学 教 授 倉石 哲也
家庭(保護者)支援	保護者とともに子どもの連続した発達を支えるために必要な家庭(保護者)支援の方法や視点について学ぶとともに、支援の際の主任保育士等リーダー的立場の職員としての役割、責務について学ぶ。	日本社会事業大学 教 授 金子 恵美
保育の計画	一人ひとりの子どもの育ちを理解し、発達の連続性をふまえたうえで、保育の計画をたて、さらにPDCAサイクルのもと、カンファレンスや自己評価をとおして保育の振り返りを行い、日々の保育につなげる際の主任保育士等リーダー的立場の職員の役割について学ぶ。	東京家政大学 教 授 増田 まゆみ
乳児保育	乳児の健康と安全を守るための職員の連携、また、乳児の情緒の安定に向けての保育者の関わりに対する主任保育士等リーダー的立場の職員のはたらきかけや、保護者支援等について学ぶ。	東京家政大学 准教授 坂 科
障害のある子どもと保護者の支援	障害のある子どもや保護者の支援について、職員間、家庭、地域や専門機関等との連携をどのようにはかるべきなのか、および、障害を理解し保育を展開するために取り組むべきこと、またそのことに対する主任保育士等リーダー的立場の職員の役割について学ぶ。	小田原短期大学 学 長 小沼 肇
現代保育課題	人権に関する動向・基礎的知識を学び、実践現場で人権意識が問われる場面等を通して実践的に学ぶ。	東京都人権啓発センター
保育専門職におけるスーパービジョン	組織のなかの主任保育士等リーダー的立場の職員の役割、重要性を理解し、一人ひとりの職員が専門職として子ども・保護者により良い保育・支援ができ、課題解決をはかれるよう援助すること、かつ組織の一員としての役割を果たしつつ、一人の専門職として成長できるよう支援する方法について学ぶ。	日本ソーシャルワーカー協会 副会長 杉山 佳子
保育士会活動	全国保育士会倫理綱領について学び、保育士会活動について理解するとともに、主任保育士等リーダー的立場の職員に期待される役割について学ぶ(本講座の意義、位置づけの説明を含む)。	全国保育士会 会長
論文の書き方	研究論文の書き方について、基本的な考え方や執筆時の約束事等について学ぶとともに、研究テーマを検討する際の視点、研究のすすめ方について学ぶ。また、研究をすすめるにあたって、研究対象者に対する倫理的配慮についても学ぶ。	大阪府立大学 准教授 里見 恵子
リスクマネジャーとしての役割	保育におけるリスクマネジャーとして、起こりうるリスク(ケガ、深刻事故、保護者対応)に関する重要点を理解し、職員間および保護者との情報の共有化、地域や関係機関との連携、体制づくりにおける役割と実際の行動、災害時の役割について学ぶ。	NPO法人 保育の安全研究・教育センター 代表/心理学博士 指 札 逸美
対人援助におけるコミュニケーション	園長、他の職員、保護者、地域、関係機関等さまざまな人びとと連携をし、支援を行い、信頼関係を築いていく際の、物事の論理的な説明の方法(言語技術の習得)やコミュニケーションの取り方について演習を交えながら学ぶ。	元 梅花女子大学 准教授 植田 寿之
本講座を受講して	本講座を受講して、受講生自身が感じた、レポート提出の手順や留意すべき点、修了論文のテーマ設定のポイント、講座全体のスケジュール、他受講生とのかかわり等、本講座における姿勢を体験談から学ぶ。	本講座修了生

※上記に加え、前期・後期に各5時間程度のゼミ演習あり。

### (3) ゼミ指導講師指導に基づく全6回の課題レポートの提出、修了論文の執筆

○主任保育士・主幹保育教諭特別講座では、前述の前期・後期集中講義に加え、全6回の課題レポートの提出、修了論文の執筆により、知識と技術の一定水準の習得を担保。

○課題レポートでは、地域の子育て支援における役割や職員育成の課題等、保育のリーダーに求められる専門性を踏まえたテーマで、ゼミ指導講師による添削指導を受け、執筆。

#### 1 レポート内容

6月	<p>「保育所保育指針／幼保連携型認定こども園教育・保育要領から学ぶ」</p> <p>保育所保育指針(第1章～第7章)または、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(第1章～第3章)のどれか1章を取り上げ、保育現場において求められる取り組みについて、その内容を自らの保育実践と結びつけて述べる。</p> <p>ねらい・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針/要領にもとづく保育のあり方を考える。</li> <li>・指針(解説書)/要領(解説書)を深く読み込むことにより、自らの保育実践をふり返る。</li> </ul>
7月	<p>「地域での今後の役割」</p> <p>保育所や幼保連携型認定こども園に対し、地域の子育て支援の拠点としての機能が求められている今、保育所・認定こども園等を利用する子どもだけでなく、地域のためにできること、または取り組むべきことなど今後の保育所・認定こども園等の役割について述べる。</p> <p>ねらい・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターや預かり保育において、子どもと保護者の思いに寄り添った支援の内容を考える。</li> <li>・客観的な視点をもって、地域社会のなかの保育所・認定こども園等のあるべき姿を考える。</li> </ul>
8月	<p>「わたしのケース研究」</p> <p>自らが直接経験した、個人・集団・行事・保育環境等について課題となっていた保育実践の事例を挙げ、その事例への対応において、施設として、どのような研究に取り組んだか、その過程を示したうえで、得られた成果や今後の課題について述べる。</p> <p>ねらい・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に対する取り組みの中で、自身の保育を見つめ直す。</li> <li>・保育者としてのかかわりの効果を、子どもの姿とともに客観的に記録に残しながらふり返る。</li> </ul>
9月	<p>「修了論文執筆に向けて、文献から学ぶ」</p> <p>修了論文で取り上げたいテーマに沿った古典あるいは新刊文献を読んで、啓発されたこと、学んだことなどについて述べる(文献リストは前期集中講義までに、別途提示します)。</p> <p>ねらい・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修了論文作成に向け、文献からの情報収集の方法やまとめ方、引用文献の記載の仕方を学ぶ。</li> <li>・文献のポイントとなる部分を、自己の保育実践や保育観と関連づけ、修了論文の作成に役立てる。</li> </ul>
10月	<p>「他施設の保育にチャレンジ」</p> <p>これまで経験していない保育や地域活動等を行っている保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、児童養護施設、障害児施設などでの保育実践に関わり、そこで学んだことについて述べる。</p> <p>ねらい・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設や他の児童福祉分野を学ぶことにより、自らの保育実践に生かすことができる。</li> <li>・自身の施設や実践内容との相違から、これからの児童福祉(保育)を考える上で大切なことを探る。</li> </ul>
11月	<p>「職員を育てる」</p> <p>リーダー的立場の職員として、指導計画や保育日誌の指導、OJTや職場内研修の実施などの職員養成において、どのような目標をたてて取り組んでいるかなどの状況と、取り組みにおける課題等について述べる。</p> <p>ねらい・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員養成におけるリーダー的職員に求められる役割について考える。</li> <li>・具体的な職員養成の手法を用いて、そのすすめ方や効果を検討する。</li> </ul>

○修了論文の執筆においては、ゼミ指導講師による指導のもと、通年で実践研究に取り組むことにより、自らの保育実践の見直しと、さらなる保育の質の向上が見込まれる。

○主任保育士・主幹保育教諭特別講座では、下記3つの条件をすべて満たした場合に、修了者として修了証書を発行。

- (1) 課題レポート(6～11月)を全て締切日までに提出し、合格すること
- (2) 前・後期集中講義の全てを受講すること
- (3) 修了論文を締切日までに提出し、合格すること

平成27年度までの累計修了者数は **1,873人** (平成28年度は講座未了)。

- なお、主任保育士・主幹保育教諭特別講座は、主任保育士または主幹保育教諭およびそれらに準ずるものを受講対象としているが、将来的に主任保育士または主幹保育教諭およびそれらに準ずるものを目指す保育士・保育教諭の受講も多くみられる

#### (4) 修了者に向けたリカレント研修「保育スーパーバイザー」養成研修会の実施

- 主任保育士・主幹保育教諭特別講座の修了生等を対象としたリカレント研修の実施により、継続的な学びの機会を提供。
- 子育て家庭への支援などにおけるソーシャルワークや、自施設の職員が専門職として成長していくための支援をするファシリテーターとしてのスキルを学び、組織を担うリーダーとしての資質向上を目的に毎年開催。
- 豊富なグループワークの実施により、保育実践で活かせる力を身に着ける講義内容としている。

#### 【平成 28 年度】2 日間・540 分（9 時間）

##### 1 日目 行政説明「保育分野の現状と取組について」

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

テーマ「保育士に求められる倫理とソーシャルワークの必要性」

武庫川女子大学 教授 倉石 哲也 氏

##### 2 日目 テーマ「専門職集団におけるスーパーバイザーに求められるファシリテーターとしての役割とその手法」

国立大学法人九州大学大学院 統合新領域学府 客員准教授 加留部 貴行 氏

#### 4. 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会について

##### (1) 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会の趣旨

- 保育所・認定こども園等で求められる、すべての子どもの発達過程に対応した健康で安全な生活と、その環境整備に向けた対応について学ぶ。
- 感染症の知識や対応に加え、さまざまな傷害や事故の防止対策、個別の配慮を必要とするアレルギーへの対応など、状況に応じた適切な支援を学ぶ内容。
- また、配慮を必要とする子どもや課題をもつ保護者への支援など、昨今、保育所・認定こども園等に期待される役割もふまえた内容。
- 子ども・子育てをめぐる今日的課題や、保育実践等において必要な保健・衛生に関する知識の理解につなげるとともに、家庭や関係機関との連携などについても学ぶ。
- 平成 10 年度から実施し、毎年 400 名程度の修了者を輩出。

##### (2) 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会の具体的内容

【平成 28 年度】

- 行政説明「子ども・子育て支援新制度を取り巻く状況等について」60 分  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
  - 講義「保育施設における感染症の基礎知識」105 分  
三浦 義孝 氏（みうら小児科 院長／日本保育保健協議会 会長）
  - 「アレルギーのある子どもへの対応～保育現場における実践から考える～」105 分  
伊藤 節子 氏（同志社女子大学 特任教授）
  - 講義・グループワーク「配慮を必要とする子どもやその家庭への支援」180 分  
帆足 暁子 氏（世田谷子どもクリニック 副院長）
  - 「乳幼児期の『食事』と『食育』の推進」105 分  
師岡 章 氏（白梅学園大学 教授）
- 2 日間・90 分×1 コマ・105 分×3 コマ・180 分×1 コマ 計 585 分（9.75 時間）

- 専門的知見からの講義であり、また、参加者は、保育士（保育教諭）のみならず、看護師・栄養士等の専門職も多い。現場で起こっている実際的な疑問に答えるべく、講師からの講義のほかに質疑に応じるための十分な時間を確保している。
  
- また、180分のコマでは、講義とともに参加者間で意見交換を行うグループワークを取り入れている。
  
- グループワークについて、受講した参加者からは、
  - ・普段施設で「同じ立場で（同じ職種で）」話し合う機会がないので、参考になった
  - ・似たような課題に悩んでいることを知り、安心し、また勇気づけられた
  - ・他職種の方と意見交換することで、課題に対して普段意識していなかった観点から多面的にとらえ、施設一丸となって取り組んでいくことの重要性を認識したなどの声がアンケートに寄せられている。

## 5. 食育推進研修会について

### (1) 食育推進研修会の具体的内容

#### ①本研修会の位置づけと経緯

- ・ 全国保育士会の『食育推進委員会』が企画、運営。
  - 『食育推進委員会』
    - ・ 各都道府県・指定都市保育士会組織から各1名選出し、本委員会を構成
    - ・ さらに、各ブロックの食育推進委員から選出（計7名）と、全国保育士会の総務部長（1名）および、総務部担当副会長（1名）により食育推進委員会 運営委員（計9名）を構成。
    - ・ 子どもたちの健やかな心と身体の育ちのため、保育における食育の推進をはかることを目的とし、調査・検討・協議を行う。
- ・ 食育の推進に関するルーツは、昭和53年、日々の食事を保育の一環として位置づけ、食育活動の果たす役割を重視して、全国保育士会の中に給食担当者の研究組織を発足、研修会を開始したことに始まる。
- ・ 平成9年にはこの流れを継承し、全国保育士会の総務部に「給食研究委員会」を位置づけ、さらに平成20年の保育所保育指針の改定を受けて、名称を「食育推進委員会」へ変更した。

#### ②本研修会のねらい

- ・ 栄養、アレルギーへの対応、食育計画等、保育実践に資する、食育に関する知識を深める。
- ・ 保育における重要な要素であることから、職種をこえて、保育にかかわる方々（施設全体）が一体となって食育を進めていくための方法や工夫について学び合う。
- ・ 昨今の食育に関する制度動向や、子ども・子育てをとりまく現状の把握と課題意識の共有をはかる。

#### ③本研修会の基本的な枠組み

対象：食育に携わる方（栄養士、調理師、保育士等）

各都道府県・指定都市組織食育推進委員、各食育組織正副会長・リーダー等

定員：100名

日程：例年7月下旬～8月上旬の2日間

1日目：午後1コマ・195分程度（講義を想定）

2日目：午前1コマ・90分程度（講義や実践報告を想定）

午後1コマ・150分程度（グループワークやシンポジウムを想定）

形式：講義、グループワーク、実践報告、シンポジウム等



④平成 28 年度食育推進研修会

〔日程〕平成 28 年 8 月 3 日（水）～4 日（木）の **2 日間・475 分**（7.9 時間/4 コマ）

〔会場〕全社協・会議室　〔参加者数〕111 名

〔内容〕

◆1 日目

【講義Ⅰ】（195 分）

『子ども一人ひとりに応じた食事の提供』

講師：伴 亜紀 氏（食と農のコンシェルジュ 株式会社 Graine）

◆2 日目

【講義Ⅱ】（90 分）

『施設全体で取り組む食育と自園調理の優位性について』

講師：堤 ちはる 氏（相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科 教授）

〔社会保障審議会児童部会保育専門委員会 委員〕

〔保育所等における食事の提供体制に係る調査事業 調査協力者会議 座長〕

【解説】（30 分）

『全国保育士会組織としての食育に関する発信について』

解説者：北川 三和子（全国保育士会 食育推進委員会 運営委員長）

【シンポジウム】（160 分）

『自園調理の優位性を考える』

進行：堤 ちはる 氏（相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科 教授）

施設長：中瀬 泰子 氏（埼玉県 おおぎ第二保育園 園長）

栄養士：太田 百合子 氏（東洋大学 ライフデザイン学部 非常勤講師・管理栄養士）

調理員：小西 律子 氏（兵庫県 おさなご保育園 園長）

⑤過去に取り上げたテーマ（肩書きは当時）

- ・ 「地域と連携してすすめる食育」

野口 孝則 氏（上越教育大学大学院 教授／平成 27 年度）

- ・ 「現代における生活習慣の特徴から見る食育の進め方」

中尾 卓嗣 氏（ボランティア食と環境教育アドバイザー／平成 27 年度）

- ・ 「保護者と共に歩む食育～食に対する共通認識の形成をめざす～」

室田 洋子 氏（聖徳大学 前教授・兼任講師／平成 26 年度）

- ・ 「『保育所における食事の提供ガイドライン』について」

丸山 裕美子 氏（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 保育指導専門官／平成 24 年度）

- ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて」

丸山 裕美子 氏（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 保育指導専門官／平成 23 年度）

- ・ 「特別な配慮を含めた一人ひとりの子どもへの対応」

室田 洋子 氏（聖徳大学 教授／平成 22 年度）

(参考) 全国保育士会食育推進ビジョン

- 保育における食育の取り組みをより明確かつ計画的にすすめるため、全国保育士会が平成 24 年度に策定（平成 28 年 9 月 13 日 一部改定）。
- 本ビジョンは、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針にのっとり、保育に携わるすべての職員が「食育」に関する共通理解のもと、一体的に「食育」を進めるための指標である。

## 全国保育士会 食育推進ビジョン

### 【前文】

「食育」は、身近な大人や他の子どもたちとの関わりの中で食事をおいしく楽しく食べることを通じて、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を育むことを目的としています。

全国保育士会では、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針にのっとり、会員が中心となり、保育に携わる全ての職員が「食育」に関する共通理解のもと一体的に推進するための指標として、ここに「全国保育士会 食育推進ビジョン」を策定し、さらなる「食育」をすすめます。

#### 1. 保育実践と一体となった食育の推進に取り組みます。

食育は子どもたちの成長・発達を育むなかで必要不可欠なものであり、保育所や認定こども園等における日々の生活の中で保育と一体的に取り組みます。

#### 2. 子どもの育ちを保障する食事の提供体制・環境を堅持した食育を推進していきます。

子どもたちにとって身近な存在である職員が、一人ひとりの状態に合わせた食事を提供し、子どもたちが作り手の顔を思い浮かべながら、おいしく楽しく食べることができる環境を守ります。また、子どもたちの食への関心が高まるよう、五感を通じて食とふれ合える機会をもてるよう努めます。

#### 3. 食育の推進は家庭との協働によりすすめます。

子どもたちの生活や食事に関する情報を家庭と共有し、相談に応じるなど望ましい食生活について共に考え、家庭における食育を支援します。

#### 4. 施設全体で連携し、食育の推進に取り組みます。

保育に携わる全ての職員が、保育所や認定こども園等で行う食育について共通の理解をもち、年齢に合わせた計画の目標を共有し、互いの専門性を活かしながら連携・協力して取り組みます。

#### 5. 地域の子育て家庭への理解をすすめ、関係機関と連携・協力をして食育の推進に取り組みます。

在宅の子育て家庭の乳幼児の食に関する相談に応じるなど、専門性を活かした助言や支援を行います。また、地域の保健医療機関等と必要な情報を共有し、地域全体で連携して食育に取り組みます。

## 6. 全国保育研究大会、ブロック保育研究大会及び全国保育士会研究大会における「実践研究発表」について

○全国保育協議会では、毎年全国大会を実施し、第2日目の分科会では、「実践研究発表」を行っている。

(平成28年度 8テーマ×3発表 計：24発表)

○研究のテーマは、3か年ごとに「大会運営委員会」において協議・決定され、発表者(予定者)は、大会に向けて、長期間にわたる実践研究を行い、分科会当日に発表を行う。

○また、都道府県のブロックを単位とする「ブロック保育研究大会」においても、同様に研究テーマ設定に基づく、分科会での発表が行われている。

○なお、全国保育士会においては、毎年の全国大会に向けて「研究紀要(保育実践の研究論文)」を「研究紀要委員会」の講師の指導のもと作成しており、分科会当日には紀要の論文執筆者による発表を行っている。

### 全国保育士会 研究紀要委員会 ※学識関係のみ抜粋

委員長	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学大学院	子ども発達学科長・教授
編集委員	青木 紀久代	お茶の水女子大学大学院	准教授
	阿部 和子	大妻女子大学・大学院	兼任教授
	大方 美香	大阪総合保育大学	学部長・教授
		大阪総合保育大学	大学院 教授
	小嶋 玲子	桜花学園大学	保育学部 教授
		兼任 桜花学園大学大学院	教授
	椋島 香代	文京学院大学	人間学部 児童発達学科
		同大学院	人間学研究科 兼任教授
	帆足 暁子	ほあしこどもクリニック	副院長
	室田 洋子	聖徳大学・大学院(前)	教授・兼任講師

## 7. 「保育活動専門員」認定制度について

### ～全国保育協議会・全国保育士会の研修受講の累積を評価～

#### (1)「保育活動専門員」認定制度の趣旨

- 全国保育協議会・全国保育士会では、保育所・認定こども園の長や保育士・保育教諭等として必要な知識・専門技術・理念などを習得し、現場ならびに地域におけるリーダーとして活躍する人材を養成するため、所定の研修等を受講いただいた方を「保育活動専門員」として認定する制度を実施。



認定証（イメージ）

- 受講した講座・研修会での研修実績を証明するとともに、今後のスキルアップを志向する仕組みとして活用されている。
- 本制度の対象となる大会・研修会等を定めており、所定の受講実績が累積した後、「認定レポート」の提出と併せて認定申請を行う。
- 前述の「教育・保育施設長専門講座」及び「主任保育士・主幹保育教諭特別講座」は、同講座の修了をもって認定対象となる。
- 認定期間は1期5年で、認定期間経過時に「更新手続き」を行うことで、次期の認定期間に継続することができる。※「更新手続き」には、認定期間中の所定の受講実績が必要
- 認定制度創設（平成19年度）以降の認定者は、のべ総合計 **1,596** 名。

#### (2)「保育活動専門員」認定制度の活用

- 認定は、所定の要件を満たした“個人”に対して行うものであるが、平成27年度から「施設掲示用認定証」を発行し、『保育活動専門員』がいる施設であることを保護者等に向けてアピールできるツールを提供。
- また、保育所・認定こども園等の施設ではない場所で、子育て支援に関する事業に取り組んでいる方からは、保護者に安心してもらうべく、一定程度の専門的知識を備えていることを証するものとして活用しているとの声もきかれる。

#### 【全国保育協議会・全国保育士会が実施する各種研修会に関するお問い合わせ先】

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全国保育協議会・全国保育士会 事務局（全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

# 1. 『全国保育協議会 (全保協)』が実施する研修事業 一覧

研修会名	目的	受講対象	平成28年度実施状況	平成29年度
1 保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会	保育所・認定こども園や乳児院で必要な保健・衛生をテーマとした知識・実践を学ぶ。	保育所・認定こども園の長、保育士（保育教諭）、看護師、栄養士、調理員、子育て支援センター職員等保育関係者、乳児院関係者	平成28年度実施状況 6月17日(金)～18日(土) 会場：横浜市(新横浜プリンスホテル) 参加者数407名(27年度：425名) 参加費：会員14,000円、会員外19,000円	〇6月29日(木)～30日(金) に実施の予定
2 保育21世紀セミナー	保育の質を高め、保育機能の向上を図ることを目的として全保協、全国保育士会の共同実施により実施。	保育所・認定こども園の長、保育所・認定こども園職員、行政関係者、学識者、その他保育・子育て関係者	8月3日(水)～4日(木) 会場：横浜市(新横浜プリンスホテル) 参加人数：386名(27年度：394名) 参加費：会員14,000円、会員外19,000円	※「改定保育所保育指針研修会」(仮称)に改称して開催 〇7月下旬から9月上旬日途に実施の予定
3 公立保育所等トツジセミナー	保育行政の今後のあり方や公立保育所・公立認定こども園等の意義、役割を一層普及することを目的として開催。	公立保育所・公立認定こども園の長、都道府県・市区町村行政保育担当者 他	8月26日(金)～27日(土) 会場：横浜市(新横浜プリンスホテル) 参加人数：358名(27年度：356名) 参加費：会員10,000円、会員外15,000円	〇8月25日(金)～26日(土) に実施の予定
4 教育・保育施設長専門講座 プログラム(1)、(2)、(3) (プログラム(2)・(3)は受講後にレポート提出あり)	教育・保育施設長に求められる専門的能力の向上と、時代の要請にこたえる保育リーダーを養成する。	①保育士資格または社会福祉主事任用資格を有し、保育所長または保育所長に準ずる職にある者 ②保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、現在、認定こども園園長または園長に準ずる職にある者 ③上記に準ずるとみなされる者	〇プログラム(1) 平成29年1月30日(月)～31日(火) 会場：東京都(ホテルJALシティ田町 東京) 参加人数248名(27年度：235名) 参加費：30,000円 〇プログラム(2) 8月29日(月)～31日(水) 会場：東京都(ホテルJALシティ田町 東京) 参加人数108名(27年度：163名) 参加費：35,000円 〇プログラム(3) 9月21日(水)～23日(金) 会場：横浜市(新横浜プリンスホテル) 参加人数150名(27年度：91名) 参加費：35,000円	プログラム(1) 7月 プログラム(2) 9月 プログラム(3) 平成30年1月 ※いずれも予定

	研修会名	目的	受講対象	平成 28 年度実施状況	平成 29 年度
6	教育・保育施設長専門講座 リカレント研修会	教育・保育施設長専門講座 (旧：保育所長専門講座) (日：保育所長専門講座) 修了生等を対象に、フオロ ーアップの研修を実施し、 リーダーとしての研鑽を 図る。	教育・保育施設長専門講座修了 生、保育所長専門講座修了生、 主任保育士・主幹保育教諭特別 講座修了生、主任保育士特別講 座修了生、保育活動専門員認定 者、全保協協議員	平成 28 年度は実施なし (隔年開催)	○平成 30 年 2 月開催予定 ・会場：東京都 ・期間：2 日間 ・定員 50 名 <b>参加費：20,000 円</b>
7	保育所・認定こども園 リーダートツプセミナー	保育現場を率いるリーダ ーとしてのさらなる研鑽、 リーダーとして今日的に 求められる役割等を学ぶ。	所長・園長、または準ずる者	○平成 29 年 2 月 9 日 (木) ~10 日 (金) 会場：千葉県 (東京ベイ幕張ホール) 参加人数：264 名 (27 年度：283 名) <b>参加費：会員 14,000 円、会員外 19,000 円</b>	○平成 30 年 2 月開催予定

## 2. 『全国保育士会』が実施する研修事業 一覧

	研修会名	目的	受講対象	平成28年度実施状況	平成29年度
1	全国保育士研修会	「保育士の研修体系」に基づき、保育士（保育教諭）の専門性の向上に資するべく、昨今の子ども・子育てを取りまく社会情勢に即した、具体的な対応・取り組み等を中心に学ぶことで、主任保育士およびリーダー的職員の資質向上につなげる。	主任保育士・主幹保育教諭および保育所・認定こども園等のリーダー的職員	平成29年2月7日（火）～8日（水） 会場：横浜市（新横浜プリンスホテル） 参加者数 560名（平成27年度：560名） 参加費：会員 12,000円、会員外 13,000円	○平成30年2月の連続2日間／関西方面での開催（予定）
2	主任保育士・主幹保育教諭特別講座 （前期・後期それぞれ4日間の集中講義のほか、6回の課題レポートの提出及び修了論文の執筆あり）	主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的職員の高度な専門性及び指導力の向上を図り、保育現場それぞれの保育の質向上につなげる。 また、保育の実践研究を行うことのできる保育者の養成を図る。	保育経験が概ね10年以上あり、主任保育士または主幹保育教諭およびそれらに準ずる者	○前期集中講義 6月10日（金）～13日（月） 会場：神奈川県葉山町（ロフオス湘南） 参加者数 63名（27年度：53名） ○後期集中講義 9月24日（土）～27日（火） 会場：神奈川県葉山町（ロフオス湘南） 参加者数 62名（27年度：53名） 受講料：120,000円	○前期集中講義：6月9日（金）～12日（月） ○後期集中講義：9月29日（金）～10月2日（月）
3	「保育スーパーバイザー」養成研修会	日々の保育においてリーダー的役割を担う主任保育士・主幹保育教諭等が、スーパーバイザーとしての役割や技術を学ぶことにより、組織全体の保育の質の向上を図る。	主任保育士・主幹保育教諭特別講座修了生、全国保育協議会「教育・保育施設長専門講座」修了生等	○9月28日（水）～29日（木） 会場：東京都（全国社会福祉協議会） 参加者数 60名（27年度：55名） 参加費：会員 23,000円、会員外 25,000円	○8月23日（水）～24日（木） 開催予定

研修会名	目的	受講対象	平成28年度実施状況	平成29年度
4 食育推進研修会	保育に関わるすべての専門職が連携し、施設全体で食育を実施することの意義を考えるテーマを設定するとともに、シンポジウムやグループワークを通して、参加する様々な職種間が意見交流を図る。個別の対応を必要とする子ども（アレルギー、体調不良児、偏食等）への支援について、専門的な知識や個別の対応の技術的部分を学ぶ。	食育に携わる方（保育士、調理員、栄養士、看護師等）	平成28年度実施状況 ○8月3日（水）～4日（木） 会場：東京都（全国社会福祉協議会） 参加者数 111名（27年度：77名） 参加費：9,000円	○8月2日（水）～3日（木） 開催予定
5 改定保育所保育指針研修会 (仮称)	改定保育所保育指針の内容理解を図るとともに、指針の学びをおして、保育士の専門性や求められている役割について理解を深め、一層の保育の質の向上につなげる。	保育所・認定こども園の長、保育所・認定こども園職員、行政関係者、学識者、その他 保育・子育て関係者	○平成29年度新規事業 (保育21世紀セミナーの改称)	○07月～9月開催予定



保育士のキャリアパスに係る研修体系 分野別リーダー研修に該当すると想定する全国保育協会／全国保育士会が実施する研修事業

	保育士のキャリアパスに係る研修体系 分野別リーダー研修							保育実践
	①乳児保育	②幼児教育	③障害児保育	④保育・アレルギーマタニ対応	⑤保健衛生・安全対策	⑥保護者支援・子育て支援	マネジメント	
保育所・認定こども園保健・衛生専門研修会				○	◎			
保育21世紀セミナー	○	○	○			○		
公立保育所等トップセミナー	○	○				○	○	
教育・保育施設長専門講座	◎	◎	○	○	○	◎	◎	
教育・保育施設長専門講座 リカレント研修会							◎	
保育所・認定こども園リーダートップセミナー	○	○				○	○	
全国保育研究大会・ブロッツク保育研究大会 (分科会・実践研究発表)								◎
全国保育士研修会	○	○	○	○	○	○		○
主任保育士・主幹保育教諭特別講座	◎	◎	○	○	○	◎	◎	○
「保育スーパーバイザー」養成研修会							◎	◎
食育推進研修会				◎				
改定保育所保育指針研修会	○	○	○	○	○	○		○
全国保育士会研究大会 (分科会・実践研究発表)								◎

◎は、現行実施している内容が、分野別リーダー研修に相当すると想定しているもの。

○は、実施年度により取り上げる項目が異なる（毎年度は実施していない）が、それぞれの研修等において対象としているもの。

また、実施方法等の調整（研修時間の拡充等）により、各分野別リーダー研修に相当すると想定しているもの。